

動物、植物及び生態系に係る予測・評価項目の選定について

1. 概要

愛知県環境影響評価指針では、環境影響評価項目の選定にあたっては、参考項目を勘案し、事業特性や地域特性を踏まえて項目を選定することを求めています。

本事業の動物、植物及び生態系の評価項目の選定にあたっては、土地利用の状況、既存文献による動物、植物及び生態系の状況等を把握するとともに、現地での踏査を行い、以下のように考えています。

2. 愛知県環境影響評価条例における評価項目の選定について

愛知県環境影響評価指針の中では、事業の内容に応じた参考項目が示されています。本事業は点的開発事業に該当し、参考項目については以下の通りとなっています。

参考項目（第5条関係）

影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用					
						点的開発					
環境要素の区分		資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	地、埋立地及び工作物の存在	地形変化並びに造成	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	冷温排水	製品、廃棄物等の搬入及び搬出
動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○				○		
植物	重要な種及び群落			○	○				○		
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○				○	○	

ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合には、参考項目を選定しないことができるとされています。

- ① 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- ② 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

3. 事業の特性について

本事業の事業特性は、以下のとおりです。

- 本事業は、既に開発された区域において、既存の焼却施設や工場等を解体し、新たな焼却施設を建設するものです。
- 供用後の施設排水は、すべて下水道に放流するため、河川への排水はありません。
なお、工事中は敷地内に降った雨水等を排水路から鴨田川を経て新川に排水しますが、沈砂槽の設置等による濁水対策を実施します。

4. 地域の特性について

本事業の地域特性は、以下のとおりです。

- 事業実施区域は名古屋市と北名古屋市の市境にあり、市街化の進んだ地域です。また、準工業地域内に位置し、現況はグラウンドのほか、既存施設（環境美化センター）や生コン工場が立地し、生物の生息に適した環境はみられません。
- 事業実施区域の北側、西側は工場となっています。また、南側には新川があり、東側は耕作地帯（水田）が存在しますが、事業実施区域と新川、耕作地帯の間にはいずれも主要幹線道路が存在します。平成22年10月7日（木）に行った交通量調査（7時～19時）では、事業実施区域の東側は14,984台/12時間、南側は10,371台/12時間でした。

5. 現地踏査の結果について

評価項目を選定するにあたり、現地での踏査を行い、動物、植物及び生態系の状況の確認を行いました。

場 所	確認結果
事業実施区域及び北側、西側の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域の生物の生息環境は植栽された樹木やグラウンド脇に路傍雑草が僅かに見られる程度でした。 ・北、西側には工業地帯が広がり、生物の生息に適した環境は見られませんでした。
事業実施区域東側（耕作地帯）の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作地帯（水田）が広がり、カエル類を中心に、これらの餌（昆虫類）、あるいは捕食者となる動物（ヘビや鳥類）が生息場所としている可能性が考えられます。ただし、基本的に乾田化が進んでいるため、貴重性の高いツチガエルやダルマガエルが生息する可能性は低いものと考えます。 ・また、耕作地と事業実施区域の間は、幹線道路が存在することから、双方向の移動は困難です。
事業実施区域南側（新川）の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水面や水際にはカモ類のほか、カワウ、コサギ等の鳥類が複数見られたものの、流路内にはコイ、ミシシippアカミミガメが確認されるのみでした。 ・河川と事業実施区域の間は、幹線道路が存在することから、双方向への移動は困難です。 ・道路法面には一部ススキ草地が成立しますが、幅は狭くその他の環境との連続性はほとんど見られません。
事業実施区域西側の水路の状況(工事中の雨水等の放流先)	<ul style="list-style-type: none"> ・水路は兩岸あるいは3面コンクリート張りとなっています。水路際には路傍雑草が生育する程度であり、水量は少なく、河床は泥が堆積した状態でした。水生生物の姿はスクミリンゴガイの生息が認められる程度でした。

6. 動物、植物及び生態系の評価項目の選定について

本事業が生物に影響を及ぼす行為とその影響の内容としては、掘削、盛土等の土工、工作物等の存在による貴重種あるいは重要な生息地の消失といった直接的な影響や、また、排水等による間接的な影響が考えられます。これについては以下のとおり考えています。

(1) 直接的な影響

事業実施区域は、現在、グラウンドのほか、既存施設（環境美化センター）や生コン工場となっており、生物の生息に適した環境はなく、貴重種及び重要な生息地の消失はありません。東側の耕作地、南側の新川には動植物の生息環境がみられますが、事業実施区域との間に主要幹線道路が存在するため、これらの環境と事業実施区域間を生物が往来する可能性はほとんどありません。以上のことから本事業による直接的な影響を及ぼすことはないと考えられます。

(2) 間接的な影響

○汚水の排出について

敷地内に降った雨水等を排水路から鴨田川を経て新川に排水しますが、沈砂槽の設置等による濁水対策を実施します。

なお、供用時の排水については、下水道へ放流することから環境への影響はありません。

○建設機械の稼働等について

事業実施区域の北側、西側には工業地帯が広がり、東側、南側には主要幹線道路が存在します。建設機械の稼働等については、低公害型の建設機械を導入することにより、環境影響への低減に努めます。

以上より、本事業における動物、植物及び生態系への影響は極めて小さいと考えられることから、環境影響評価項目として選定しないこととしました。